

関門航路（南東水道地区）整備における灯浮標一時移設・復旧工事のお知らせ

次のとおり「下関南東水道第三号灯浮標」の一時移設・復旧工事を実施しますので、付近を航行する船舶は十分な注意と工事への協力をお願い致します。

1. 灯浮標一時移設・復旧位置及び期間について

灯浮標名称	種別	作業船種	隻数	期間	作業時間	位置	備考
下関南東水道第三号灯浮標	灯浮標移設	クレーン付台船 潜水士船 警戒船	1隻 1隻 2隻	令和8年7月下旬	日の出 ～ 日没	N 33° 53' 49.7" E 131° 08' 02.9"	告示位置より 125°方向に 1,436mの位置
	灯浮標復旧	クレーン付台船 潜水士船 警戒船	1隻 1隻 2隻	令和10年7月上旬	日の出 ～ 日没	N 33° 54' 16.7" E 131° 07' 17.3"	告示位置に同じ

※但し、同海域で実施している浚渫の進捗状況により若干変わる場合があります。

2. 灯浮標一時移設・復旧場所について 図-1 参照

3. 灯浮標一時移設・復旧作業の概要及び安全対策

【作業概要】

灯浮標一時移設・復旧作業は、潜水士にて灯浮標の海底シンカーへの玉掛けを行い、クレーン付台船にて移設場所へ運搬し設置を行います。（図-2、3参照）

【安全対策】

- クレーン付台船には、海上衝突予防法の規定による形象物（黒色：球形、ひし形球形）を掲げ、作業中は作業区域の四隅に玉ブイを設置します。
- 潜水士船には、海上衝突予防法の規定による国際信号旗（A旗）を示す信号板を掲げ、潜水作業中であることを明示します。
- 作業中は作業船団の周辺に警戒標識（緑、黄、緑の吹き流し）を掲げた警戒船を2隻（うち1隻は国際VHF無線及び船舶電話を装備したもの）を配置します。
- 1万GT以上の東航船及び西航船が通航する場合は作業しません。
- 現地の天候により危険と判断した場合は作業を中止します。（視界2,000m未満、波高1.0m以上、風速10.0m/sec以上）

4. 航行船舶へのお願い

- イ. 本作業海域付近を航行する船舶は、注意してください。
- ロ. 作業情報を得ようとする場合は、下記に照会してください。

5. 情報の提供

＜九州地方整備局 関門航路事務所＞
 ・リーフレットの内容に関するお問い合わせ
 海洋環境・防災課 TEL：093-512-8099
 ・工事に関するお問い合わせ
 建設管理官室 TEL：093-512-8098

